

平成 19 年 2 月 13 日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 18 年 5 月 10 日付 18 川監報第 6 号で報告した行政監査「随意契約について」の結果に基づき、川崎市長から、平成 18 年 11 月 30 日付 18 川総行革第 221 号により措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川 崎 市 監 査 委 員	鹿 川 隆
同	奥 宮 京 子
同	小 林 貴美子
同	西 村 英 二

18川総行革第221号

平成18年11月30日

川崎市監査委員 鹿 川 隆 様

同 奥 宮 京 子 様

同 小 林 貴美子 様

同 西 村 英 二 様

川崎市長 阿 部 孝 夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年5月10日付け18川監報第6号で報告のありました行政監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成17年度行政監査結果に対する措置状況

1 競争性の導入について

（1）設備の保守点検業務委託において競争性の導入を検討すべきもの

[指摘の要旨]

エレベーターの保守点検業務は、その多くを、メーカー系メンテナンス業者と随意契約していた。しかしながら、保守点検業務の専門業者があることなど、

メーカー系メンテナンス業者と随意契約する根拠は薄れている。

競争入札に変更している局もあるので、他局にあっても、エレベーター設備の特殊性や老朽化などを考慮し、安全性の確保に十分配慮しつつ、競争性を取り入れた契約手法の導入について検討されたい。

（経済局、環境局、健康福祉局、健康福祉局（病院事業）、中原区役所、宮前区役所、麻生区役所、水道局、教育委員会事務局）

また、空調（冷暖房）設備、ボイラー設備の保守点検業務についても、同様に、競争性を取り入れた契約手法の導入について検討されたい。

（健康福祉局（病院事業）、中原区役所、多摩区役所、教育委員会事務局）

[措置の内容]

契約事務の適正な執行については、これまでも周知徹底を図っているところですが、保守点検等の業務委託契約における競争性の確保も重要であると考えておりますので、今年１２月に各局に対して、業務委託契約事務の適正な執行について、さらに指導してまいります。

（２）委託業務を分割することにより競争入札の導入を検討すべきもの

[指摘の要旨]

溝口駅前広場維持管理業務委託は、溝口駅前広場の清掃業務、エレベーター等の保守、運行管理・監視業務を行うもので、Ａ社と随意契約していた。本件清掃業務は特殊技能は不要で、Ａ社が他社に再委託していることから、清掃業務を切り離すことにより、競争性を取り入れた契約手法を導入するよう検討されたい。類似事例として川崎駅周辺通路等管理委託もあった。

（高津区役所、川崎区役所）

また、溝口駅前広場公衆トイレ清掃等業務委託は、公衆トイレ清掃、公衆トイレからの緊急呼び出し、早朝・深夜巡回警備業務について、同じくＡ社と随意契

約しているが、公衆トイレ清掃業務についても、同様に競争性を取り入れた契約手法を導入するよう検討されたい。

(環境局)

[措置の内容]

溝口駅前広場維持管理業務委託については、平成18年度から清掃業務を分割し、一般競争入札により契約を締結しました。

川崎駅周辺通路管理委託業務についても、平成18年度から清掃業務、保守点検業務、警備保安業務をそれぞれ別々の委託業務として、競争入札により契約を締結しました。

また、溝口駅前広場公衆トイレ清掃等業務についても、平成18年度から公衆トイレ清掃業務を分割し、指名競争入札により契約を締結しました。

2 随意契約の締結に当たり改善すべき事項について

(1) 予定価格を適正に設定すべきもの

[指摘の要旨]

随意契約における予定価格について、契約規則では、仕様書、設計書等により、予算の範囲内において決定、取引の実例価格等を考慮して適正に定めるとしている。また、地方公営企業においても、同様の規定を設けている。

しかしながら、予算額をそのまま予定価格として設定している事例、予定価格を設定していない事例が見受けられたので、契約規則に定めるところにより、取引の実例価格等を考慮するなどして予定価格を適正に設定されたい。

(総務局、総合企画局、市民局、経済局、環境局、健康福祉局、まちづくり局、建設局(下水道事業)、港湾局、中原区役所、宮前区役所、交通局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、議会事務局)

[措置の内容]

契約事務の適正な執行については、これまでも周知徹底を図っているところですが、取引の実勢価格などを考慮しながら、適正な予定価格の設定に努めることになっていきますので、今年１２月に各局に対して、最低制限価格制度も視野に入れた予定価格の設定の適性化について、さらに指導してまいります。

（２）前金払の適用を慎重に判断すべきもの

[指摘の要旨]

前金払の債務金額は、契約又は法令によって確定されるものであるから、客観的に金額の異動を生じる場合のほかは、その本質上精算を伴わない。

しかしながら、委託業務の性質上債務金額が確定していないにもかかわらず、契約書上前金払となっていた事例などがあった。

前金払とする契約にあっては、債務金額が確定しているか精査した上で契約を締結されたい。また、契約書作成に当たっては、前金払と精算を伴う概算払の区別を明確にされたい。

（市民局、健康福祉局、幸区役所）

[措置の内容]

委託業務の性質上債務金額が確定していないにもかかわらず、契約書上前金払となっていた事例については、平成１７年度又は１８年度から、概算払いにて契約を締結しております。

前金払とする契約の締結に当たっては、債務金額が確定しているか精査し、また、契約書作成に当たっては、支払方法の区別を明確にするなど、適正な事務処理に努めてまいります。

（３）著作権の帰属先について契約書等に明記すべきもの

[指摘の要旨]

印刷物などの作成委託において、「川崎市委託契約約款」により契約すべきで

あったにもかかわらず、著作権に関する記載のない事例が見受けられた。

著作権の帰属先を川崎市とすることにより、その後の増刷、複製、頒布等において、競争入札を導入できる可能性もあることから、著作権に関する事項を契約書等に明記されたい。

(健康福祉局、建設局、川崎区役所)

[措置の内容]

現行契約については、契約の相手方との間で、著作権が本市に帰属する旨確認しました。

今後の契約締結に当たっては、契約書に著作権が川崎市に帰属することを必ず明記すること、また、文書主任等においては、記載について必ず注意し、見落とすことがないよう、文書により周知徹底を図りました。

3 指名選定委員会等について

(1) 指名選定委員会等において随意契約の認定を実施すべきもの

[指摘の要旨]

「契約事務の手引き（平成11年4月発行）」における「随意契約」の項目では、指名選定委員会を開催し、契約方法の決定や見積り業者の選定を行うことが記載されている。

しかしながら、随意契約の認定等に当たり、指名選定委員会を開催していない局が見受けられたので、随意契約の透明性や公平性の確保に資することから、指名選定委員会等において、随意契約の認定を実施するよう改善されたい。

(消防局)

[措置の内容]

「消防局指名選定委員会設置要綱」を本年度中に施行し、指名選定委員会において、一般競争入札、指名競争入札もしくは随意契約にするか決定することとし

ます。

（２）持回り議決等について改善すべきもの

[指摘の要旨]

指名選定委員会等を開催した件数と開催を省略し持回り議決等とした件数との対比において、局によって大きな較差が見受けられた。また、要綱で持回り議決に関する規定を設けていないにもかかわらず、持回り議決による処理が多い局があった。

持回り議決等の多い局にあっては、合議制の趣旨を踏まえ、緊急時の例外的な場合にのみ限定するよう改善されたい。

（総合企画局、経済局、建設局、港湾局）

[措置の内容]

文書等により、原則として指名選定委員会等を開催し、持回り議決は真にやむを得ない場合に限るなどの運用について、周知徹底を図りました。

4 今後の検討課題について

（１）随意契約の公表について

[指摘の要旨]

随意契約の相手方、契約金額、随契理由等を公表することは、行政の説明責任を果たし、随意契約に対する透明性、公正性の確保に資するなど、検討に値するものとする。現在、財政局管財部契約課で執行する競争入札については、参加者、入札額、落札者、落札額等の情報をホームページ上で公表しているが、より透明性、公正性の確保が求められる随意契約についても、国や他都市の動向を踏まえながら、庁内でその実施について検討されたい。

[措置の内容]

契約事務の透明性、公正性の確保を考慮しますと、随意契約についても一般競

争入札と同様に、落札結果情報をホームページに公表することが適当であると考えますので、契約管理システムの改修、サーバーへの負荷など、随意契約を公表するに当たり、影響が生じる事項について、検討を進めております。

（２） プロポーザル方式等の活用について

[指摘の要旨]

川崎市では、現在のところプロポーザル方式等に関する統一的な実施基準はなく、所管課ごとの取り扱いとなっており、選考過程が記録として残っていない事例も見受けられた。プロポーザル方式による契約は、随意契約の目的である専門性等を維持しつつ、随意契約の課題である透明性、公正性を満たす優れた手法であるため、選定委員会や提案書を特定するための基準のひな形など、早急にその実施に関する共通事項を定め、基本的な部分での統一的な運用を行うよう検討されたい。

[措置の内容]

川崎市においても、高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務において、プロポーザル方式等により契約の相手方を決定することは、有効な選定方法と考えられますので、国及び他都市の実施状況等を参考に、平成19年度の基本的な運用の制定に向けて、検討を進めております。

（３） 情報システムに関する契約について

[指摘の要旨]

国においては「情報システムに係る政府調達制度の見直し」を取りまとめ、導入、大規模改修、保守点検等の総経費であるライフサイクルコストの適正化に向けた総合評価落札方式などの見直しが進められている。

今後、川崎市においてもますます新たなシステム導入が予測されることから、国や他都市の動向を参考に、総合評価落札方式などについてより一層の検討を行

うなど、情報システム調達に関する経費の適正化に努められたい。

[措置の内容]

情報システムに係る総経費の削減を目指すシステム評価を実施しており、平成15年度から段階的に充実を図っているところです。総合評価落札方式につきましても、国や先進他都市を参考にさらに検討を進め、経費の適正化に努めてまいりたいと考えております。